

広島県選挙管理委員会告示第二十四号

次に掲げる告示は、廃止する。

令和三年四月一日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

- 一 海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程(昭和三十五年七月八日選挙管理委員会告示第十五号)
- 二 海区漁業調整委員会委員の選挙における開票区(昭和三十三年七月十八日選挙管理委員会告示第三十八号)
- 三 海区漁業調整委員会委員の選挙に用いる投票用紙の様式等(昭和五十九年七月十日選挙管理委員会告示第四十九号)
- 四 海区漁業調整委員会委員選挙における不在者投票のできる施設の指定(昭和五十一年七月二十二日選挙管理委員会告示第二十三号)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。